

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、原動機付自転車改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合
 - ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
 - ・ 業者の作成した改造証明書
（記載内容は、「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの。）
2. 自分で改造した場合
 - ・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
 - ・ 原動機付自転車改造申告書

改造の方法により、次の書類も必要となります。

- (1) 別のエンジンに載せ変えた場合
 - ・ エンジンの購入領収書等
- (2) 改造（ボアアップ）キットを取り付けた場合
 - ・ 改造キットの取り扱い説明書
 - ・ 改造キットの購入領収書
- (3) エンジン内部をボーリングした場合
 - ・ 新たなピストンの購入領収書
- (4) そのほかの改造
 - ・ 下記担当課までお問い合わせください。

3. 注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行います。これは税額の区分が変更になったことによるものです。改造について走行性、安全性について市役所が保障するものではなく、国土交通省で定める型式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第448条に基づき罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人様の責任で行ってください。

地方税法第448条

(略)申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

問い合わせ先 国立市役所課税課諸税担当
電話番号 042-576-2111 (内) 114,115